

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第54号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則（平成6年大和市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条に掲げる施設」を「第5条第1号の規定による使用申請」に改め、「決定し、」の次に「プラザ使用決定通知書により当該」を加え、同項後段を削り、同条第3項中「第1項後段」を「第1項」に改める。

第13条第2項中「より」の次に「当該」を加える。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布の日から施行する。